

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
国民被害対策相談センター	東京都港区三田 5-9-26	03-6860-4228

1 市民からの相談件数（平成 26 年 2 月 11 日現在）

相談件数	相 談 受 付 時 期
7 件	平成 26 年 1 月下旬 2 件 平成 26 年 2 月上旬 5 件

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
70 代男性 3 件 70 代女性 1 件 50 代男性 1 件 50 代女性 2 件	今日、公的機関を思わせる所から違法業者の訴訟に関する葉書が届いた。契約していた訪問販売業者が契約違反に対し、簡易裁判所に訴状申し入れたと書かれているが、身に覚えがない。至急連絡するよう記載があるが、対処法は。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

訴訟問題内容通知

平成■年 (■) 第 ■■■ 号

この度、ご通知致しましたのは以前ご本人様が契約されていた訪問販売業者が契約違反に対し、簡易裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告致します。

当センターでは、ご本人様の正当性を確認する機関になりますので訴訟内容の確認は担当職員にて受けつけますので必ずご連絡ください。

また、お付き合いされたことがない会社から電話勧誘・押しつけ商法などで一度でもお付き合いされてしまった方は個人情報が悪徳業者に対し流出しているおそれがあります。

※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられますので見覚えがない場合、早急にご連絡ください。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押さえ等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

受付時間 10:00~17:00 (休日 / 土・日・祭日)

(お問い合わせ) **03-6860-4228**

〒 108-0073 東京都 港区 三田 5-9-26

国民被害対策相談センター